

ごみ減量アドバイザー登録及び派遣に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量及び資源の再利用（以下「ごみ減量」という。）の推進を図るため、ごみ減量・もったいないねっと山形（以下「会」という。）の会員のうち、さまざまな分野において高い知識や経験を持つ者を、ごみ減量アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、学校、住民団体、公民館等が主催するごみ減量に関する学習会等（以下「学習会」という。）に派遣することにより、ごみ減量の必要性や実践方法を市民に広めることを目的とする。

(派遣の対象)

第2条 アドバイザーを派遣する対象は、山形市民を対象として山形市内で実施される学習会とする。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするものは除くものとする。

(アドバイザーの要件)

第3条 アドバイザーは、その登録を希望する会員で、次に掲げる者とする。

- (1) 会が実施する研修会を修了し、山形市のごみ処理の現状、ごみの分け方・出し方、ごみ減量施策に関する基本的な知識を習得した者
- (2) 前号に該当する者のうち、ごみ減量の各分野に関する専門的な知識と、それを広める能力を有する者

(登録の申請)

第4条 アドバイザーの登録を希望する会員は、ごみ減量アドバイザー登録申込書（別記様式第1号）を会長に提出するものとする。

(登録の承認)

第5条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、第3条に定める要件を満たしていることを確認した後、登録を承認するものとする。

- 2 会長は、前項の承認を行ったときは、登録が承認された者（以下「登録者」という。）に登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。

(登録者の禁止事項)

第6条 登録者は、学習会において次に掲げる禁止事項を行ってはならない。

- (1) 政治、宗教活動又はそれに類する組織・団体への加入等の勧誘
- (2) 物品の販売、斡旋又はサービスの提供などの営利を目的とする活動

(派遣の申請)

第7条 学習会にアドバイザーの派遣を受けようとする団体等（以下「団体等」という。）は、ごみ減量アドバイザー派遣申込書（別記様式第3号）を、原則として学習会の実施の1カ月前までに会長に提出するものとする。

(派遣の決定等)

第8条 会長は、前条の規定による申請があった場合、これを審査のうえ派遣の可否を決定し、派遣の可否及び派遣を可とする場合にあっては派遣するアドバイザーの氏名を団体等に通知するものとする。

(派遣費の支給)

第9条 会長は、アドバイザーを派遣する場合において、派遣に要する経費として謝金、交通費（以下「派遣費」という。）を、会の予算の範囲内でアドバイザーに支給することができる。ただし、団体等においてアドバイザーに派遣費を支給する場合は除くものとする。

(実績報告)

第10条 派遣を受けたアドバイザーは、当該学習会の終了後すみやかに、ごみ減量推進アドバイザー活動記録（別記様式第4号）を会長に提出するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの登録及び派遣に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。